様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年　6月　30日

和歌山県知事　　殿

提出者　〒541-0059
住　所　大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号
氏　名　大豊建設株式会社　大阪支店
常務執行役員支店長　　浅田　潤一
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０６－６１０５－０１６０

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大豊建設株式会社　大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区博労町二丁目２番13号
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06　総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高　７９，０３５万円
③従業員数	２８１人（大阪支店管内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙－１　処理工程図のとおり

（日本産業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）
別紙－２　管理体制図のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　令和6　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・廃棄物の分別収集の徹底。
・環境に配慮した設計計画の推進。
・型枠の合理化。（転用、鋼製型枠の使用）
・型枠の場外加工。・Co,Asガラのﾘｻｲｸﾙ率100%を目標値設定。
・資材搬入業者と事前協議を行い、過剰包装禁止した計画を立案。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・混合廃棄物排出量の排出率50%以下にする。
・設備工事のユニット化。
・配管、配線工事のユニット化。
・簡易梱包化。
・タイル等打込みによるPC化。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、アスファルト塊）、木くずは分別している。
・ダンボール、鉄くずは専ら物として処分している。
・石綿含有廃棄物は確実に分別、保管。</td></tr>
</table>

	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、廃プラスチック、石膏ボード、ガラス、陶磁器くずについても分別を実施。 ・廃棄物の分別徹底を支店、作業所一体となって推進する。

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	① 現状	【前年度（　　令和6　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	― ／ ―
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	―t ／ ―t
		（これまでに実施した取組） ・型枠についてはできるだけ再利用している。	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	― ／ ―
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	―t ／ ―t
		（今後実施する予定の取組） ・現在、予定・計画なし。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	① 現状	【前年度（　　令和6　年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	― ／ ―
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	―t ／ ―t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	―t ／ ―t
		（これまでに実施した取組） ・特になし	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	― ／ ―
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	―t ／ ―t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	―t ／ ―t

		（今後実施する予定の取組） ・現在、予定・計画なし。

（第４面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（　令和6　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	―t	―t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	―t	―t
	（今後実施する予定の取組） ・当面予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（　令和6　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		（これまでに実施した取組） ・委託契約基準に則り、収集運搬会社、処分会社を選定し、書面により委託契約を実施している。 ・作業所にて契約書類を作成して、支店内の審査後、決裁により契約を締結する。 規則 ・積換、保管は原則許諾しない。 ・建設廃棄物委託契約時チェックリストに従って確認する。 ・支店長による承認。承認後契約。

（第５面）

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） ・委託処理業者の定期的現地確認の実施を行う。 ・可能な限り優良処理業者を優先して、選定、委託契約する。 ・電子マニフェストの全現場導入を予定する。 ・再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙－1 処理工程図

産業廃棄物の一連の処理の工程

1.建設汚泥
汚泥再生処理業者に委託契約→路盤材、埋め戻し材として再資源化

2.がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽｺﾝ塊）
がれき類再生処理業者に委託契約→再生砕石、再生砂として再資源化

3.木くず
再生処理業者に委託→破砕チップ化、堆肥化として再資源化

4.鉄くず
スクラップ業者に委託、売却等→再生鉄として再資源化

5.紙くず、段ボール
再生処理業者に委託→再生紙等として再資源化

6.廃プラスチック
破砕、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、他埋立処分

7. 石膏ボード
破砕、選別業者に委託→減容またはセメント原料、土壌改良材として
再資源化、他埋立処分
広域認定制度利用→再製品化

8. 混合廃棄物
破砕、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、チップ、燃料等に
再資源化し、燃えがら等は最終処分

管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：大阪支店　安全環境部　部長
廃棄物担当		所属：大阪支店　安全環境部　安全環境課　課長
	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課長	○廃棄物処理委託契約書の審査、契約書類の保管 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○再資源利用、利用促進計画、実施書の作成指導 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制

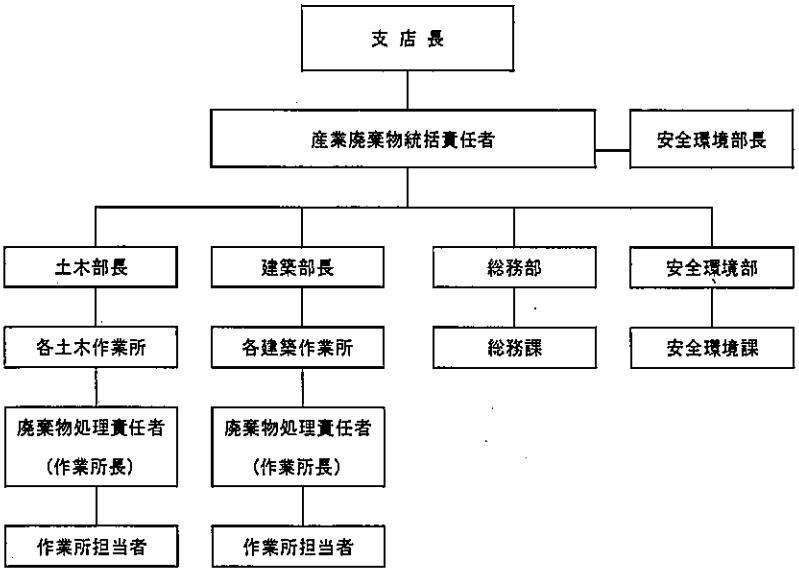

別紙

	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
産業廃棄物の種類	建設汚泥		廃プラスチック類		紙くず		木くず		鉱さい		がれき類		管理型建設混合廃棄物	
排出量	87t	124t	24t	34t	1t	2t	218t	311t	426t	608t	2691t	3844t	85t	121t
自ら再生利用する量														
自ら熱回収する量														
自ら中間処理により減量する量														
自ら埋立処分又は海洋投入処分する量														
全処理委託量	87t	124t	24t	34t	1t	2t	218t	311t	426t	608t	2691t	3844t	85t	121t
優良認定処理業者への処理委託量	87t	124t	24t	34t	1t	2t	8t	12t	426t	608t	954t	1363t	85t	121t
再生利用業者への処理委託量	87t	124t	24t	34t	1t	2t	218t	311t	426t	608t	2691t	3844t	85t	121t
認定熱回収業者への処理委託量														
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量														